

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度 応募要領

1 事業の概要

「働き方改革」や「特色ある働き方の導入」を進める福祉事業所を「モデル事業所」として認定し、横展開を図ることにより、福祉・介護人材の確保・定着を図る。

2 認定制度に関する事項

別紙「徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領」のとおり。

3 募集期間

令和7年11月4日から令和7年11月28日まで

4 手続き等に関する事項

(1) 申請要件

次のいずれかに該当する、徳島県内に所在する施設・事業所であること。

- ア 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所。
- イ 介護保険法に規定する介護保険事業所
- ウ 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- エ その他、高齢者や障がい者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- オ 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- カ 社会福祉分野の国家資格を有する専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を必要とする上記以外の事業所

(2) 担当課

徳島県保健福祉部地域共生推進課（地域共生担当）

所在地 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

電話 088-621-2179（直通）

ファクシミリ 088-621-2913

E-mail chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 申請書等の提出

- ア 提出書類 実施要領に基づき、申請書（様式第1号）、認定評価項目（様式第1号別紙）及び誓約書（様式第2号）を提出す

ること。

- イ 提出方法 持参、郵送又はメールすること。
- ウ 提出場所 徳島県保健福祉部地域共生推進課
- エ 提出期限 令和7年11月28日（金）午後5時まで

5 審査に関する事項

（1）認定審査方法

審査委員会において審査を行い、受託者の選定を行う。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき書類審査を行い、認定事業所を決定する。なお、必要に応じて現地審査を実施することがある。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に文書で通知する。

6 認定に関する事項

認定された事業所に対しては、次の事項の実施を予定している。

- （1）ハローワーク窓口におけるモデル事業所である旨の説明・掲示・ロゴマーク表示
- （2）ハローワークと連携したガイダンスにおける優先説明
- （3）徳島県及び徳島県社会福祉協議会による情報発信
- （4）各種PRグッズの製作 等

7 留意事項

- （1）申請書類については、提出期限後の差替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返還しない。
- （2）虚偽の記載をした申請書類は、無効とする。
- （3）申請要件を満たさない者又は審査するまでの間に申請要件を満たさなくなった者が提出した申請書類は無効とする。